

## 品川区立杜松特別養護老人ホームおよび品川区立杜松地域密着型多機能ホーム 指定管理者候補者の公募について

### 1. 趣旨

品川区立杜松特別養護老人ホームおよび品川区立杜松地域密着型多機能ホームは、平成26年12月1日に開設し、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護および看護小規模多機能型居宅介護の各サービスを提供している。

開設以来、指定管理者制度を導入し、選定された現指定管理者について、1期目終了時に非公募で選定し、更新を行ってきた。しかしながら、現指定期間の満了をもって指定管理者を継続しない旨の申し出があったことから、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」に基づき、次期指定期間の指定管理者候補者を公募する。

### 2. 指定管理者が管理を行う施設の概要

- (1) ①名称 品川区立杜松特別養護老人ホーム
- ②所在地 豊町四丁目24番15号
- (2) ①名称 品川区立杜松地域密着型多機能ホーム
- ②所在地 豊町四丁目24番15号

### 3. 指定管理者が行う業務

- (1) 品川区立特別養護老人ホーム条例第3条（※）に規定するサービスの提供に関すること
  - ※ ①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
  - ②短期入所生活介護
- (2) 品川区立地域密着型多機能ホームおよび品川区立認知症高齢者グループホーム条例第3条（※）に規定するサービスの提供に関すること
  - ※ ①認知症対応型共同生活介護
  - ②介護予防認知症対応型共同生活介護
  - ③看護小規模多機能型居宅介護
- (3) 施設および設備の維持および修繕に関すること
- (4) 施設および設備の使用に関すること
- (5) 利用料金の徴収に関すること
- (6) 地域交流スペースの運営、維持管理および使用料の徴収に関すること

#### 4. 指定期間

令和6年12月1日から令和11年11月30日までの5年間

#### 5. 指定管理者候補者の選定

##### (1) 選定方法

公募型プロポーザル方式により候補者を選定する。

##### (2) 選定委員会の設置

候補者の選定にあたっては、「品川区立杜松特別養護老人ホームおよび品川区立杜松地域密着型多機能ホーム指定管理者候補者選定委員会」を設置する。

##### (3) 選定基準

指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を選定基準とする。

- ① 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること
- ② 特別養護老人ホームおよび地域密着型多機能ホームの適切な維持管理および管理に係る経費の縮減を図るものであること
- ③ 特別養護老人ホームおよび地域密着型多機能ホームの管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること
- ④ これらのほか、設置目的を達成するために十分な能力を有していること

#### 6. 今後の予定

令和6年	2・3月	募集要項の配布 説明会の開催
	4・5月	指定管理者候補者選定予備委員会・選定委員会 開催、選定
	6・7月	指定管理者の指定議案提出、議決
	7月	指定管理業務の協定締結
	12月	指定管理業務開始